

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

○外国人受け入れ、5年で最大34万人 入管法改正案で試算(2018/11/13 日本経済新聞)

外国人労働者の受け入れ拡大に向けた出入国管理法改正案をめぐり、政府が法施行を予定する2019年度から5年間で約26万～約34万人の受け入れを想定していることがわかった。初年度の19年度では約3万3千～約4万7千人を見込む。政府関係者が明らかにした。

入管法改正案は13日午後の衆院本会議で安倍晋三首相が出席して審議入りする。与党は週内にも衆院法務委員会で実質審議に入る構えだ。野党は法施行後、どの程度の外国人を受け入れるかの見通しを示すよう求めていた。政府は今回の試算を提示する予定だ。

政府が13日までにまとめた試算では、外国人労働者の受け入れを増やす背景として労働者不足の見通しも示した。19年度で約60万人以上、19年度から5年間で約130万～約135万人の労働者が不足すると見込んだ。対象としたのは、入管法改正案で新設する在留資格「特定技能」で想定する介護や農業など、国内の労働者だけでは労働力が不足する14の業種だ。

政府は当初、初年度の受け入れ人数を4万人と想定していたが、幅を持たせた上で最大値として4万7千人を示した。

野党は法案審議に先立つ衆参両院の予算委員会で、日本人の雇用や治安への影響、受け入れる外国人の社会保障の適用範囲などに関し政府を追及してきた。政府の試算は今後、各論点について与野党が議論する前提となる。

山下貴司法相は13日午前の衆院法務委で「初年度の受け入れ見通し数を含めて規模感を法案審議に資するように出していきたい。各所管省庁で現在精査中だ。結果は近日中に示す」と語った。政府は14業種の業種ごとの外国人の受け入れ見通し数も近く公表する予定で、全体の数字が変動する可能性もある。

新在留資格は一定の技能が必要な「1号」と熟練した技能が必要な「2号」を設ける。1号は14業種を対

象とする一方、2号は業種を絞り込む方針だ。

初年度の19年度は業種により必要な技能試験などの実施がずれ込む見通し。政府は現行制度の「技能実習」を修了して1号に移行する外国人が多くなるとみている。

菅義偉官房長官は13日の閣議後の記者会見で入管法改正案について「しっかり趣旨を説明し、今国会で成立をお願いしたい」と述べた。政府・与党は同法案を今国会の最重要法案と位置づけ、12月10日までの会期内の成立に全力を挙げる。

菅氏は「人手不足が深刻化する中で一定の専門性、技能を持った即戦力となる外国人材を受け入れるための在留資格を創設する」と強調した。

○<外国人就労>介護施設受け入れ11万カ所を想定(2018/11/16 毎日新聞)

政府は16日の衆院法務委員会理事懇談会で、14日に公表した受け入れ見込み人数の算定根拠などについて説明した。制度導入初年度(2019年度)から5年間で、受け入れが検討されている14業種で26万2700～34万5150人とし、業種ごとの内訳も提示していたが、与野党が各業種を所管する省庁に根拠を示すよう求めていた。

5年間の見込み数が14業種で最も多い5万～6万人とした介護の場合、年間6万人程度のさらなる確保が必要になるという。厚生労働省は「約16%の施設が外国人材活用を希望している」との調査結果に基づき、外国人労働者の受け入れ対象施設は約11万3000カ所になると想定。制度開始5年目までに受け入れが段階的に増えると仮定して、見込み人数を出した。

5年間で4万1000～5万3000人を見込む外食業は技能実習制度に職種がないため、試験による受け入れとなる見通しだ。農林水産省はこの試験について、必要な外国人の規模や企業からの聞き取りなどを踏まえて計画的に実施するとしている。

5年間で3万～4万人としている建設業。国土交通

省によると、技能実習修了者などから一定割合が新しい在留資格に移行すると推計しており、段階的に試験の規模も拡充していくとしている。

このほか、各省庁は各業種内にどのような受け入れ分野を検討しているかについても見通しを示した。

○外国人就労拡大、閣議決定 入管法改正案 単純労働可能に(2018/11/2 東京新聞)

政府は二日、外国人労働者受け入れ拡大のため、新たな在留資格を創設する入管難民法などの改正案を閣議決定した。深刻さを増す人手不足を解消するため、これまで認めていなかった単純労働分野への就労を可能とする。政府は臨時国会で成立させ、来年四月一日に施行したい考え。受け入れ対象分野は建設業や農業など十四業種から検討しており、成立後に法務省令で定める。

高度な専門人材に限っていた受け入れ政策の転換で、多くの外国人が働き手として来日することが見込まれ、日本社会が大きく変容する可能性がある。一方、制度の詳細が固まっていないことに与党からも懸念があり、野党は攻勢を強める構え。政府は否定するが「事実上の移民政策だ」との指摘も出ており、国会審議は曲折が予想される。

安倍晋三首相は衆院予算委員会で「人手不足は成長を阻害する大きな要因になり始めている。しっかりと制度を作る」と強調。山下貴司法相は閣議後の記者会見で「法改正は重要かつ急務だ」と話した。

改正案によると、一定技能が必要な業務に就く特定技能1号と、熟練技能が必要な業務に就く2号の在留資格を新設。1号は在留期限が通算五年で家族帯同を認めないが、2号は期限の更新ができ、配偶者と子どもの帯同も可能。条件を満たせば永住にも道が開ける。外国人技能実習生から新資格への移行もできる。

人手不足が解消された場合、法相がその分野の受け入れを停止する。与党の意見を受け、付則には施行から三年後、必要に応じて制度を見直す条項を盛り込んだ。外国人の報酬は同一業務に従事する日本人と同等以上とし、就労が認められた分野の中での転職も認める。特に1号の外国人の受け入れ先には、住居の確保や日本語教育など、安定的な生活支援を義務付けた。
<入管難民法などの改正案> 新たな在留資格「特定

技能1号」「特定技能2号」を設け、外国人労働者の受け入れを拡大する。1号は在留期限が通算5年で家族帯同を認めないが、2号は期限の更新ができ、配偶者と子どもの帯同も可能。生活に支障がない程度の日本語ができるのが条件で、各業種を所管する省庁の試験などを経て資格を取得する。外国人技能実習生が修了後に1号の資格を得たり1号から2号に移行できたりする仕組みも設ける。法務省入国管理局を格上げし「出入国在留管理庁」とする。

○千葉県内の介護施設 7割が「外国人材受け入れたい」(2018/10/29 日本経済新聞)

千葉県は29日、県内介護施設を対象にした外国人スタッフ受け入れに関するアンケート調査の結果を公表した。社会福祉法人など調査に協力した182法人のうち、34.1%が外国人の介護人材を既に受け入れていると回答。今後受け入れたいとの回答は70.4%に上った。介護業界の慢性的な人手不足を背景に、外国人材を求める潜在需要の高さを裏付けた。

外国人を受け入れたいと答えた法人に理由をたずねたところ、9割以上が「日本人職員の不足」と回答。外国人の受け入れに必要な条件としては、本人の日本語能力や施設利用者の理解をあげる声が多かった。

県内介護施設で働く外国人の出身国・地域をみると、フィリピンが41.2%で最も多く、ベトナム(26.7%)、インドネシア(9.7%)が続く。中でもベトナムは経済連携協定(EPA)の枠組みや留学で来日するケースが増えており、新たな人材の供給源として注目度が高い。

外国人の介護人材確保をめぐるっては、森田健作知事が11月にベトナム最大の都市、ホーチミン市を訪問する予定。人材養成施設の視察や現地要人との会談を通じ、ベトナム人の受け入れ拡大に向けた準備を進める。

一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1
VORT 半蔵門ビル 6階
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717
E-mail : zen-kangokaigo@jiaec.jp

担当 : 伊藤、小中
©一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会
無断複製・転載を禁ず